

## プラスチック製買物袋有料化実施ガイドラインについて

令和8年3月  
経済産業省  
環境省

### 1. 背景・概要

昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより、先行きの不透明さが高まっており、プラスチック製買物袋の業界においては、印刷用の溶剤が足りなくなるなどの影響が生じていることから、「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」の定めに関し、以下のように定めを見直し、当分の間、適用することとします。

(見直し前)

#### 2. (2) ②

(中略)

上記、省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示については、袋自体への印字、シール等によって袋ごとに付されていることが必要である。

(見直し後)

#### 2. (2) ②

(中略)

上記、省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示については、袋自体への印字、シール等によって袋ごとに付されていることが必要である。ただし、省令に基づく有料化の対象外の袋については、昨今の中東情勢をふまえ、店頭やレジ等において、消費者に対して「省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示」の提示がなされている場合には、この限りではありません。

### 2. 適用の期間

中東情勢などの推移を注視しつつ、当分の間、本見直しを適用します。